

○財務省告示第四百四十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年四月二十四日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年五月十二日
財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第六
十回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国

四 発行方法
定めるものによる発行（以下「国

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 価 格
競 争 入 札 発 行 一 と い う 。
格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を し た
後 に 行 わ れ る 入 札 で あ っ て 、 財
務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
ご と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の
に よ る 発 行 一 以 下 額 国 債 市 場 特
別 参 加 者 ・ 第 II 非 価 格 競 争 入 札

ロ

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

も 各 申 込 み の 申 込 額 の 割 当 額
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各
当 て る 。
各 申 込 み の 申 込 額 の 割 当 額
募 限 度 額 の 割 当 額 を 割 り 当 て
込 み の 申 込 額 の 割 当 額 を 割 り 当 て

六

イ

入 価 行 争
札 格 競
発 競
行 争

額 面 金 額 で 九 千 三 十 六 億 円
う ち 財 政 法 第 四 十 一 項 の
定 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債
つ い て は 一 十 万 円 以 上 の
七 億 七 百 十 万 円 以 上 の
必 要 な 財 源 の 確 保 を 図 る た め
公 債 発 行 の 特 例 に 関 する 法 律

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加者

平成二十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成四十九年三月二十日額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十九年四月二十四日